

第 1 0 9 号議案 佐世保市税条例等の一部を改正する条例制定の件

1 改正の主旨

地方税法の一部改正に伴い、個人市民税均等割の非課税限度額を引き上げ、地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）に係る固定資産税の課税標準の特例割合及び中小企業の生産性向上のための設備投資に係る固定資産税の課税標準の特例割合を定めるとともに、市たばこ税の税率引上げや加熱式たばこの課税方式の見直しなどを行うものです。

（１）市民税

（２）固定資産税及び都市計画税

（３）市たばこ税

（４）軽自動車税

2 改正の内容

(1) 市民税

①控除対象配偶者の定義変更について

(対象条項)

佐世保市税条例第15条の2

(内容)

「地方税法施行令の一部を改正する政令（平成29年政令第239号）」により、地方税法施行令の一部が改正されたことに伴い、控除対象配偶者の定義変更に伴う規定の整備を行うものです。

(根拠法令)

地方税法施行令第47条の3

(施行期日)

平成31年1月1日

②個人市民税均等割非課税限度額の引上げについて

(対象条項)

佐世保市税条例第 1 5 条の 2

(内容)

「地方税法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成 3 0 年政令第 1 2 6 号）」により、地方税法施行令の一部が改正されたことに伴い、給与所得控除・公的年金等控除の引下げとともに、基礎控除及び個人市民税均等割非課税限度額の同額引上げを行うものです。

(根拠法令)

地方税法施行令第 4 7 条の 3

(施行期日)

平成 3 3 年 1 月 1 日

③年金所得者に係る申告要件の見直しについて

(対象条項)

佐世保市税条例第 19 条第 1 項

(内容)

「地方税法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 3 号）」により、地方税法の一部が改正されたことに伴い、年金所得者に係る配偶者特別控除の申告要件の見直しを行うものです。

(根拠法令)

地方税法第 317 条の 2

(施行期日)

平成 31 年 1 月 1 日

④地方税法の改正に伴う条の変更（条ずれ）等について

（対象条項）

佐世保市税条例第 19 条第 3 項～第 4 項、第 21 条の 4 及び第 22 条

（内容）

地方税法の改正による、条ずれ、文言の変更を行うものです。

（根拠法令）

地方税法第 317 条の 2

地方税法第 321 条の 7 の 8

地方税法第 321 条の 4 第 1 項

（施行期日）

公布の日

(2) 固定資産税及び都市計画税

①利便性等向上改修工事が行われた改修実演芸術公演施設に対する固定資産税及び都市計画税の減額申告手続きについて

(対象条項)

佐世保市税条例第29条第12項

(内容)

利便性等向上改修工事が行われた改修実演芸術公演施設に対する固定資産税及び都市計画税の減額申告手続きを定めるものです。

申告期限： 利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内

減額対象： 特別特定建築物に該当する家屋のうち、実演芸術の公演の用に供する施設であることが証明され、かつ、利便性等向上改修工事が行われ建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合すると証明されたもの。

減額割合： 1/3に相当する額

適用年度： 平成31年度課税分から適用

(減額は工事が完了した翌年度から2年度分に限る。)

(根拠法令)

地方税法附則第15条の11

(施行期日)

公布の日

②固定資産税の条例で定める課税標準の特例割合について

(対象条項)

佐世保市税条例附則第 5 5 項

(内容)

「地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）」に係る固定資産税の課税標準の特例割合を改めるものです。

特例対象： 水質汚濁防止法特定施設又は指定地域特定施設を設置する工場又は事業場の汚水又は廃液の処理施設で総務省令で定める償却資産

特例割合： 現行 $1/3$ → 参酌率 $1/2$ → 条例 $1/2$

適用年度： 平成 3 1 年度課税分から適用

(根拠法令)

地方税法附則第 1 5 条第 2 項第 1 号

(施行期日)

公布の日

③固定資産税の条例で定める課税標準の特例割合について

(対象条項)

佐世保市税条例附則第 6 3 項

(内容)

本項を本項第 1 号から第 3 号に改正し、各号において「地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）」に係る固定資産税の課税標準の特例割合を定めるものです。

特例対象： 津波災害警戒区域において、津波防災地域づくりに関する法律において指定された指定避難施設の用に供する家屋のうち指定避難施設避難用部分又は管理協定が締結された協定避難施設の用に供する家屋のうち協定避難用部分

特例割合： 本項第 1 号（指定避難施設避難用部分） 参酌率 2 / 3 → 条例 2 / 3

本項第 2 号（協定避難用部分・既存） 現行 1 / 2 → 参酌率 1 / 2 → 条例 1 / 2

本項第 3 号（協定避難用部分・建設予定） 現行 1 / 2 → 参酌率 1 / 2 → 条例 1 / 2

適用年度： 平成 3 1 年度課税分から適用

(新たに課税される年度から 5 年度間)

(根拠法令)

地方税法附則第 1 5 条第 2 9 項第 1 号から第 3 号

(施行期日)

公布の日

④固定資産税の条例で定める課税標準の特例割合について

(対象条項)

佐世保市税条例附則第64項

(内容)

本項を本項第1号及び第2号に改正し、各号において「地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）」に係る固定資産税の課税標準の特例割合を定めるものです。

特例対象： 津波災害警戒区域において、津波防災地域づくりに関する法律において指定された指定避難施設又は管理協定が締結された協定避難施設に付属する避難の用に供する一定の償却資産

特例割合： 本項第1号（指定避難用償却資産） 参酌率 2/3 → 条例 2/3

本項第2号（協定避難用償却資産） 現行 1/2 → 参酌率 1/2 → 条例 1/2

適用年度： 平成31年度課税分から適用

(新たに課税される年度から5年度間)

(根拠法令)

地方税法附則第15条第30項第1号及び第2号

(施行期日)

公布の日

⑤固定資産税の条例で定める課税標準の特例割合について

(対象条項)

佐世保市税条例附則第 7 2 項

(内容)

「地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）」に係る固定資産税の課税標準の特例割合を改めるものです。

特例対象： 特定太陽光発電設備（出力 1， 0 0 0 K w 以上）

特例割合： 現行 $1/2$ → 参酌率 $3/4$ → 条例 $3/4$

適用年度： 平成 3 1 年度課税分から適用

（新たに課税される年度から 3 年度分に限る。）

(根拠法令)

地方税法附則第 1 5 条第 3 2 項第 2 号イ

(施行期日)

公布の日

⑥固定資産税の条例で定める課税標準の特例割合について

(対象条項)

佐世保市税条例附則第 7 3 項

(内容)

「地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）」に係る固定資産税の課税標準の特例割合を改めるものです。

特例対象： 特定風力発電設備（出力 2 0 K w 未満）

特例割合： 現行 1 / 2 → 参酌率 3 / 4 → 条例 3 / 4

適用年度： 平成 3 1 年度課税分から適用

（新たに課税される年度から 3 年度分に限る。）

(根拠法令)

地方税法附則第 1 5 条第 3 2 項第 2 号ロ

(施行期日)

公布の日

⑦固定資産税の条例で定める課税標準の特例割合について

(対象条項)

佐世保市税条例附則第 8 6 項

(内容)

「地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）」に係る固定資産税の課税標準の特例割合を定めるものです。

特例対象： 特定水力発電設備（出力 5, 0 0 0 K w 以上）

特例割合： 参酌率 2 / 3 → 条例 2 / 3

適用年度： 平成 3 1 年度課税分から適用

（新たに課税される年度から 3 年度分に限る。）

(根拠法令)

地方税法附則第 1 5 条第 3 2 項第 1 号ハ

(施行期日)

公布の日

⑧固定資産税の条例で定める課税標準の特例割合について

(対象条項)

佐世保市税条例附則第 8 7 項

(内容)

「地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）」に係る固定資産税の課税標準の特例割合を定めるものです。

特例対象： 特定地熱発電設備（出力 1, 0 0 0 K w 未満）

特例割合： 参酌率 2 / 3 → 条例 2 / 3

適用年度： 平成 3 1 年度課税分から適用

（新たに課税される年度から 3 年度分に限る。）

(根拠法令)

地方税法附則第 1 5 条第 3 2 項第 1 号ニ

(施行期日)

公布の日

⑨固定資産税の条例で定める課税標準の特例割合について

(対象条項)

佐世保市税条例附則第 8 8 項

(内容)

「地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）」に係る固定資産税の課税標準の特例割合を定めるものです。

特例対象： 特定バイオマス発電設備（出力 1 0, 0 0 0 K w 以上 2 0, 0 0 0 K w 未満）

特例割合： 参酌率 2 / 3 → 条例 2 / 3

適用年度： 平成 3 1 年度課税分から適用

（新たに課税される年度から 3 年度分に限る。）

(根拠法令)

地方税法附則第 1 5 条第 3 2 項第 1 号ホ

(施行期日)

公布の日

⑩固定資産税の条例で定める課税標準の特例割合について

(対象条項)

佐世保市税条例附則第 8 9 項

(内容)

「地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）」に係る固定資産税の課税標準の特例割合を定めるものです。

特例対象： 特定水力発電設備（出力 5， 0 0 0 K w 未満）

特例割合： 参酌率 1 / 2 → 条例 1 / 2

適用年度： 平成 3 1 年度課税分から適用

（新たに課税される年度から 3 年度分に限る。）

(根拠法令)

地方税法附則第 1 5 条第 3 2 項第 3 号イ

(施行期日)

公布の日

⑪固定資産税の条例で定める課税標準の特例割合について

(対象条項)

佐世保市税条例附則第90項

(内容)

「地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）」に係る固定資産税の課税標準の特例割合を定めるものです。

特例対象： 特定地熱発電設備（出力1,000Kw以上）

特例割合： 参酌率 1/2 → 条例 1/2

適用年度： 平成31年度課税分から適用

（新たに課税される年度から3年度分に限る。）

(根拠法令)

地方税法附則第15条第32項第3号ロ

(施行期日)

公布の日

⑫固定資産税の条例で定める課税標準の特例割合について

(対象条項)

佐世保市税条例附則第 9 1 項

(内容)

「地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）」に係る固定資産税の課税標準の特例割合を定めるものです。

特例対象： 特定バイオマス発電設備（出力 1 0, 0 0 0 K w 未満）

特例割合： 参酌率 1 / 2 → 条例 1 / 2

適用年度： 平成 3 1 年度課税分から適用

（新たに課税される年度から 3 年度分に限る。）

(根拠法令)

地方税法附則第 1 5 条第 3 2 項第 3 号ハ

(施行期日)

公布の日

⑬固定資産税の条例で定める課税標準の特例割合について

(対象条項)

佐世保市税条例附則第 9 2 項

(内容)

先端設備等導入計画の認定を受けた中小企業者等が行った償却資産の設備投資に係る固定資産税の課税標準の特例割合を定めるものです。

特例対象： 先端設備等に該当する機械及び装置、工具、器具及び備品並びに建物附属設備

特例割合： 零

適用年度： 平成 3 1 年度課税分から適用

(新たに課税される年度から 3 年度分に限る。)

(根拠法令)

地方税法附則第 1 5 条第 4 7 項

(施行期日)

規則で定める日

⑭地方税法等の改正に伴う条項の変更（項ずれ）等について

（対象条項）

佐世保市税条例第 29 条第 3 項～第 11 項及び第 73 条

佐世保市税条例附則第 54 項、第 65 項、第 79 項、第 80 項及び第 92 項

佐世保市税条例附則第 57 項及び第 74 項（本 2 項については削除）

（内容）

地方税法、同法施行規則及び同法施行令の改正による、条項の削除、項ずれ、引用文言の変更を行うものです。

（根拠法令）

地方税法第 702 条の 8

地方税法附則第 15 条の 8 第 1 項～第 3 項、第 15 条第 2 項第 3 号及び第 6 号、第 15 条第 32 項第 2 号ハ

地方税法施行規則附則第 7 条第 8 項～第 11 項及び第 13 項

地方税法施行令附則第 12 条第 12 項第 1 号ロ、第 17 項

（施行期日）

公布の日（ただし、佐世保市税条例附則第 79 項、第 80 項及び第 92 項は平成 31 年 4 月 1 日）

(3) 市たばこ税

①市たばこ税に係る条例の改正について

(対象条項)

佐世保市税条例第50条の2、第51条の2の2、第51条の3、第51条の4及び第51条の7

(内容)

ア 製造たばこの区分について

製造たばこの区分に加熱式たばこが新たに追加されたことに伴い、加熱式たばこに係る条文の追加や改正を行うものです。

イ 加熱式たばこに係る紙巻たばこの本数への換算方法について

加熱式たばこの課税標準について、重量と価格を紙巻たばこへの換算方式とし、平成30年10月1日から5年間かけて段階的に移行するものです。

ウ 市たばこ税の税率について

税率については、平成33年10月1日までに段階的に引き上げられます。

<一般品>

現行	1, 0 0 0本につき	5, 2 6 2円
平成30年10月1日	1, 0 0 0本につき	5, 6 9 2円
平成32年10月1日	1, 0 0 0本につき	6, 1 2 2円
平成33年10月1日	1, 0 0 0本につき	6, 5 5 2円

(施行期日)

平成30年10月1日

②紙巻たばこ3級品に係る特例税率の廃止に伴う経過措置の一部改正について

(対象条項)

佐世保市税条例改正附則（平成27年7月8日条例第32号）第7項

(内容)

平成27年度税制改正において講じられた紙巻たばこ3級品の特例税率の廃止に伴う経過措置について、今回の市たばこ税率の引上げに伴い、平成31年4月1日に行うこととされている税率の引上げを同年10月1日に延期することとし、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間の税率を平成31年9月30日まで適用するものです。

以後は一般品と同じ税率になります。

<紙巻たばこ3級品の特例税率廃止に伴う経過措置>

現行（平成27年6月議会改正済）

改正後

平成30年4月1日 ～ 平成31年3月31日 →

平成30年4月1日 ～ 平成31年9月30日

1,000本につき4,000円

1,000本につき4,000円

(施行期日)

平成30年10月1日

(4) 軽自動車税

(対象条項)

佐世保市税条例第42条第2項

(内容)

地方税法第447条第2項の規定に係る条文を条例化するものです。

(根拠法令)

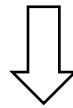
地方税法第447条第2項

(施行期日)

公布の日

控除対象配偶者の定義変更

改正前
控除対象配偶者 (法第292条第1項第7号) 納税義務者と生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払いを受ける人及び白色事業専従者を除く)のうち、前年の合計所得金額が38万円以下である者

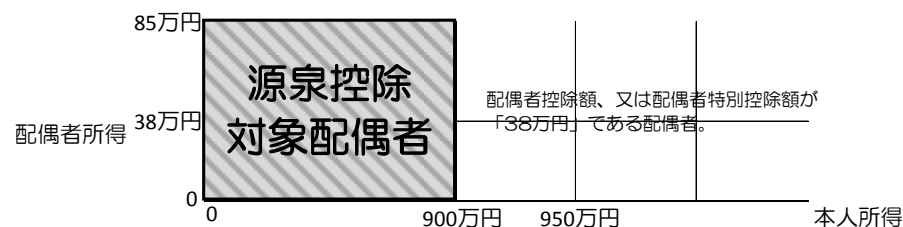
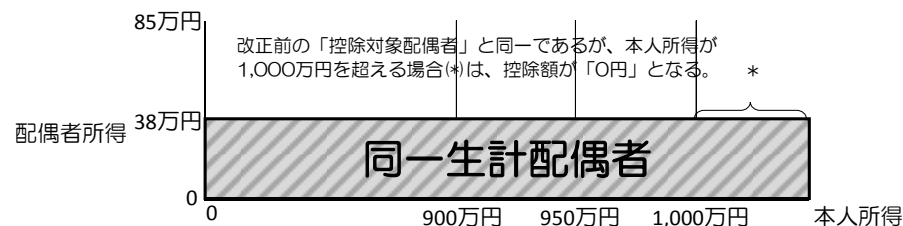
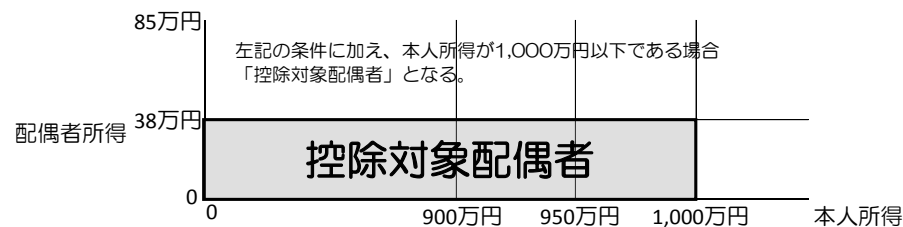
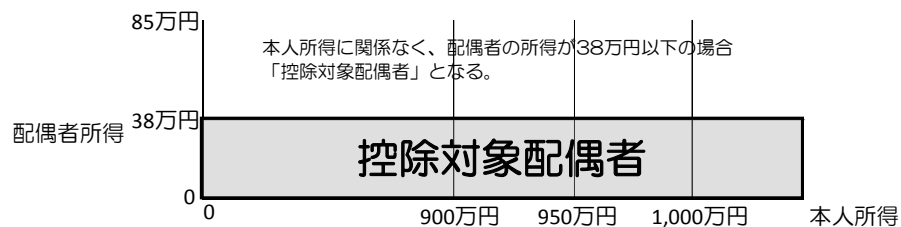


改正後
同一生計配偶者 (法第292条第1項第7号) 納税義務者と生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払いを受ける人及び白色事業専従者を除く)のうち、前年の合計所得金額が38万円以下である者
控除対象配偶者 (法第292条第1項第8号) <u>同一生計配偶者のうち、前年の合計所得金額が1,000万円以下である納税義務者の配偶者</u>

◎ 平成30年12月31日まで（改正前）



◎ 平成31年1月1日から（改正後）



「源泉控除対象配偶者」は、所得税の源泉徴収を行う際の基準となるものであり、住民税の計算には影響を及ぼさないことから、所得税法のみ規定があり、地方税法には規定がない。

しかしながら、給与支払報告書や年金支払報告書については、源泉徴収票の規定に基づいて作成されるものであるため、年金支払報告書の提出に係る部分について、地方税法の規定に依り「源泉控除対象配偶者」の文言を使用するものである。

平成29年度税制改正（控配・配特関係）

【改正のポイント】 ・平成31年度(30年分)から適用 ・配偶者特別控除を受ける者の所得制限が細分化された。 <u>* 配偶者控除の所得要件(38万以下)に変更なし。</u> 【注意】 報道等で「配偶者控除の拡大」や「配偶者控除の要件150万へ拡大」などの見出しで平成29年度の税制改正大綱の説明がされているケースがありましたが、実際の改正は配偶者控除の拡大はされていません。(配偶者の所得要件は38万のまま)むしろ扶養者の所得要件が加わったことにより縮小されています。正しくは、配偶者特別控除において配偶者の所得要件が引き上げられた。が正しい内容です。	・配偶者控除を受ける者の所得制限が新設された。 ・配偶者特別控除において配偶者の所得要件が引き上げられた。
--	---

- 【注意】

配偶者控除

配偶者特別控除

[illegible]

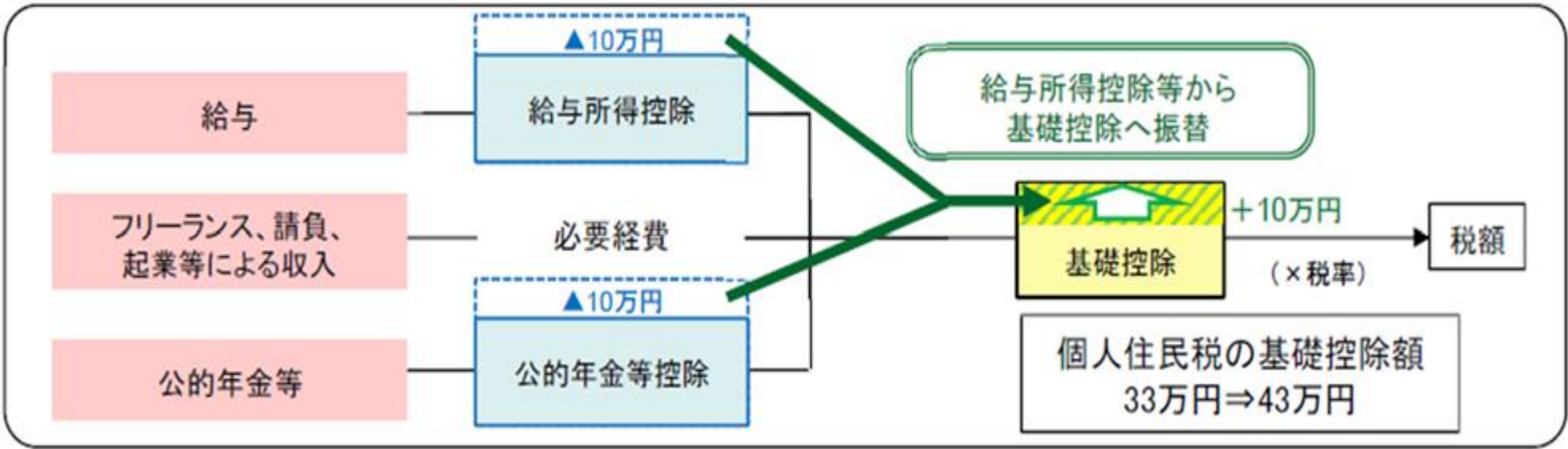
平成30年度税制改正(地方税)の概要について

1. 個人住民税の見直し(平成33年度分～)

働き方の多様化を踏まえ、特定の働き方だけでなく、様々な形で働く人を応援し、「働き方改革」を後押しする観点から、所得税と同様、給与所得控除・公的年金等控除の制度の見直しを図りつつ、一部を基礎控除に振り替えるなどの対応を行う。

◎ 給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替

○ 給与所得控除・公的年金等控除の引下げとともに、基礎控除を同額引上げ。



◎ 給与所得控除の見直し

- 給与所得控除額の上限が適用される給与収入を1,000万円から850万円に引下げ。
- 給与所得控除の上限額を220万円から195万円（注）に引き下げる。
（注）基礎控除への振替分（▲10万円）に加え、給与所得控除の上限額をさらに15万円引下げ
- 子育てや介護を行っている者（注）には負担増が生じないように措置。
（注）子育てや介護を行っている者…23歳未満又は特別障害者である者を扶養する者等

◎ 公的年金等控除の見直し

- 公的年金等収入が1,000万円超の場合、公的年金等控除額に上限を設定。
 - ・ 控除の上限額：195.5万円（基礎控除への振替に伴う10万円引下げ分を含む。）
- 公的年金等収入以外の所得金額が1,000万円超の場合、公的年金等控除額を引下げ。
 - ・ 他の所得が 1,000万円超：▲10万円、2,000万円超：▲20万円

◎ 基礎控除の見直し

- 基礎控除額について、合計所得金額 2,400 万円（給与収入2,595 万円）超で逡減し始め、2,500 万円（給与収入2,695 万円）超で消失する仕組みを設ける。

バリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂に係る税額の減額措置の創設

特例の概要（創設）

- 特別特定建築物に該当する家屋のうち主に実演芸術の公演等を行う一定のもの※について、建築物移動等円滑化誘導基準に適合させるよう改修工事を行った場合、当該家屋に係る固定資産税額及び都市計画税額の1/3に相当する金額（改修工事費の一定割合を上限とする）を2年度分減額する措置を平成32年3月31日まで講ずる。

※ 一定の家屋 …………… 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に規定する特別特定建築物のうち劇場、演芸場、集会場又は公会堂であって、主に実演芸術の公演等を行うことにつき文部科学大臣の認定を受けたもの

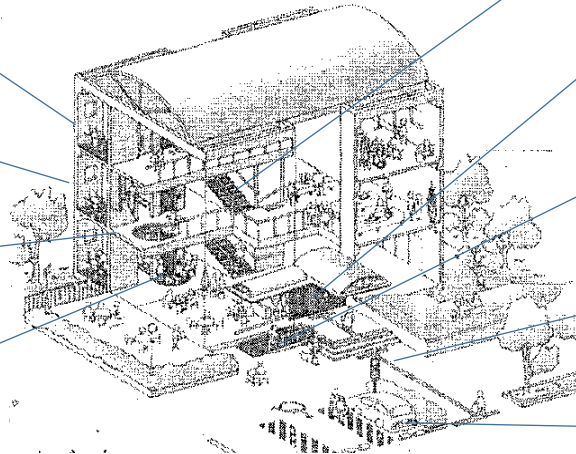
浴室等：浴室やシャワー室は車いすを使用する方でも使いやすいように

トイレ：トイレは車いすを使用する方でも使いやすいように

廊下等：廊下は車いすを使用する方や目の不自由な方も安心して楽に通れるように

エレベーター：エレベーターは車いすを使用する方や目の不自由な方も利用しやすく

（建築物移動等円滑化誘導基準イメージ）



階段：階段は手すりをつけて緩やかに

出入口：玄関や部屋のドアは車いすを使用する方での通れるように

アプローチ：出入口までは段差がないかスロープに

視覚障害者誘導用ブロック等：視覚障害者用ブロック等で安全に

駐車場：駐車スペースは車いすを使用する方でも楽に利用できるように

わがまち特例の割合について【固定資産税】

○ 水質汚濁防止のための汚水又は廃液の処理施設の課税標準の特例措置を見直した上、対象資産の取得期限を平成32年3月31日まで延長。

対象資産	特例割合	具体的な対象資産	備 考
水質汚濁防止法の特例施設又は指定地域特定施設を設置する工場又は事業場の汚水又は廃液の処理施設のうち一定のもの	現行1/3→1/2を参酌して 1/3以上2/3以下の範囲内において 市町村の条例で定める割合を乗じた額	沈澱又は浮上装置 油水分離装置 汚泥処理装置 濾過装置 など	課税標準の特例割合改正

○ 津波防災地域づくりに関する法律に規定する管理協定に係る協定避難施設の用に供する家屋のうち協定避難用部分及び協定避難施設に附属する避難用の一定の償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置を見直した上、その管理協定に係る締結期限又は指定避難施設の指定に係る期限を平成33年3月31日までとすること。

(1) 家屋

対象資産	特例割合	具体的な対象資産	備 考
指定避難施設避難用部分	2/3を参酌して 1/2以上5/6以下の範囲内において 市町村の条例で定める割合を乗じた額 (最初の5年度間)	民間の商業施設 マンション等の避難用部分	追加
協定避難用部分(既存)	現行1/2→1/2を参酌して 1/3以上2/3以下で市町村の条例で 定める割合を乗じた額 (最初の5年度間)	民間の商業施設 マンション等の避難用部分	
協定避難用部分(建設予定)	現行1/2→1/2を参酌して 1/3以上2/3以下で市町村の条例で 定める割合を乗じた額 (最初の5年度間)	民間の商業施設 マンション等の避難用部分	

(2) 償却資産

対象資産	特例割合	具体的な対象資産	備 考
指定避難用償却資産	2/3を参酌して 1/2以上5/6以下で市町村の条例で 定める割合を乗じた額 (最初の5年度間)	誘導灯 誘導標識 自動解錠装置 防災用 倉庫 防災用ベンチ 非常用電源設備	追加
協定避難用償却資産	現行1/2→1/2を参酌して 1/3以上2/3以下で市町村の条例で 定める割合を乗じた額 (最初の5年度間)	誘導灯 誘導標識 自動解錠装置 防災用 倉庫 防災用ベンチ 非常用電源設備	

○ 特定再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置を見直した上、対象資産の取得期限を平成32年3月31日まで延長。

対象資産	特定割合	具体的な対象資産	備考
特定太陽光発電設備 (経済産業大臣の認定発電設備以外のもの)	現行2/3→2/3を参酌して 1/2以上5/6以下で市町村の条例で 定める割合を乗じた額(3年度分)	出力1,000kw未満のもの	今回の条例改正対象外
	現行1/2→3/4を参酌して 7/12以上11/12以下で市町村の条 例で定める割合を乗じた額(3年度分)	出力1,000kw以上のもの	特例割合の改正
特定風力発電設備 (経済産業大臣の認定発電設備に限る)	現行2/3→2/3を参酌して 1/2以上5/6以下で市町村の条例で 定める割合を乗じた額(3年度分)	出力20kw以上のもの	今回の条例改正対象外
	現行1/2→3/4を参酌して 7/12以上11/12以下で市町村の条 例で定める割合を乗じた額(3年度分)	出力20kw未満のもの	特例割合の改正
特定水力発電設備 (経済産業大臣の認定発電設備に限る)	2/3を参酌して 1/2以上5/6以下で市町村の条例で 定める割合を乗じた額(3年度分)	出力5,000kw以上のもの	追加
	1/2を参酌して 1/3以上2/3以下で市町村の条例で 定める割合を乗じた額(3年度分)	出力5,000kw未満のもの	追加
特定地熱発電設備 (経済産業大臣の認定発電設備に限る)	2/3を参酌して 1/2以上5/6以下で市町村の条例で 定める割合を乗じた額(3年度分)	出力1,000kw未満のもの	追加
	1/2を参酌して 1/3以上2/3以下で市町村の条例で 定める割合を乗じた額(3年度分)	出力1,000kw以上のもの	追加
特定バイオマス発電設備 (経済産業大臣の認定発電設備に限る)	2/3を参酌して 1/2以上5/6以下で市町村の条例で 定める割合を乗じた額(3年度分)	出力10,000kw以上20,000kw未満の もの	追加
	1/2を参酌して 1/3以上2/3以下で市町村の条例で 定める割合を乗じた額(3年度分)	出力10,000kw未満のもの	追加

生産性革命の実現に向けた償却資産の特例措置について

生産性革命集中投資期間中における中小企業の生産性革命を実現するための臨時・異例の措置として、生産性向上特別措置法の規定により市町村が主体的に作成した計画に基づき行われた中小企業の一定の設備投資について、固定資産税の特例措置を講じる。

特例措置の内容

- 以下の要件を満たす設備投資を対象
 - ① 市町村計画に基づき中小企業が実施する設備投資
 - ・ 中小企業は商工会等と連携し、設備投資計画を策定
 - ・ 企業の設備投資計画が市町村計画に合致するかを市町村が認定
 - ② 真に生産性革命を実現するための設備投資
(導入により、労働生産性が年平均3%以上向上する設備投資)
 - ③ 企業の収益向上に直接つながる設備投資
(生産、販売活動等の用に直接供される新たな設備への投資)
- ※ ②及び③の要件を満たすことにより、単純な更新投資は除外される
- 特例率は、3年間、ゼロ以上1/2以下で市町村の条例で定める割合とする。
- 当該特例措置は、集中投資期間(平成30年度～32年度)に限定

※ 平成28年度に創設した現行の特例措置については、上記措置の創設に伴い、期限の終了をもって廃止するため、規定を削除。(削除規定は平成31年4月1日施行)

地方のたばこ税率の引上げ

○ 国と地方のたばこ税の配分比率1:1を維持した上で、地方のたばこ税率を平成30年10月1日から下記のとおり3段階で引上げ(国と地方あわせて1本当たり1円ずつ計3円)。

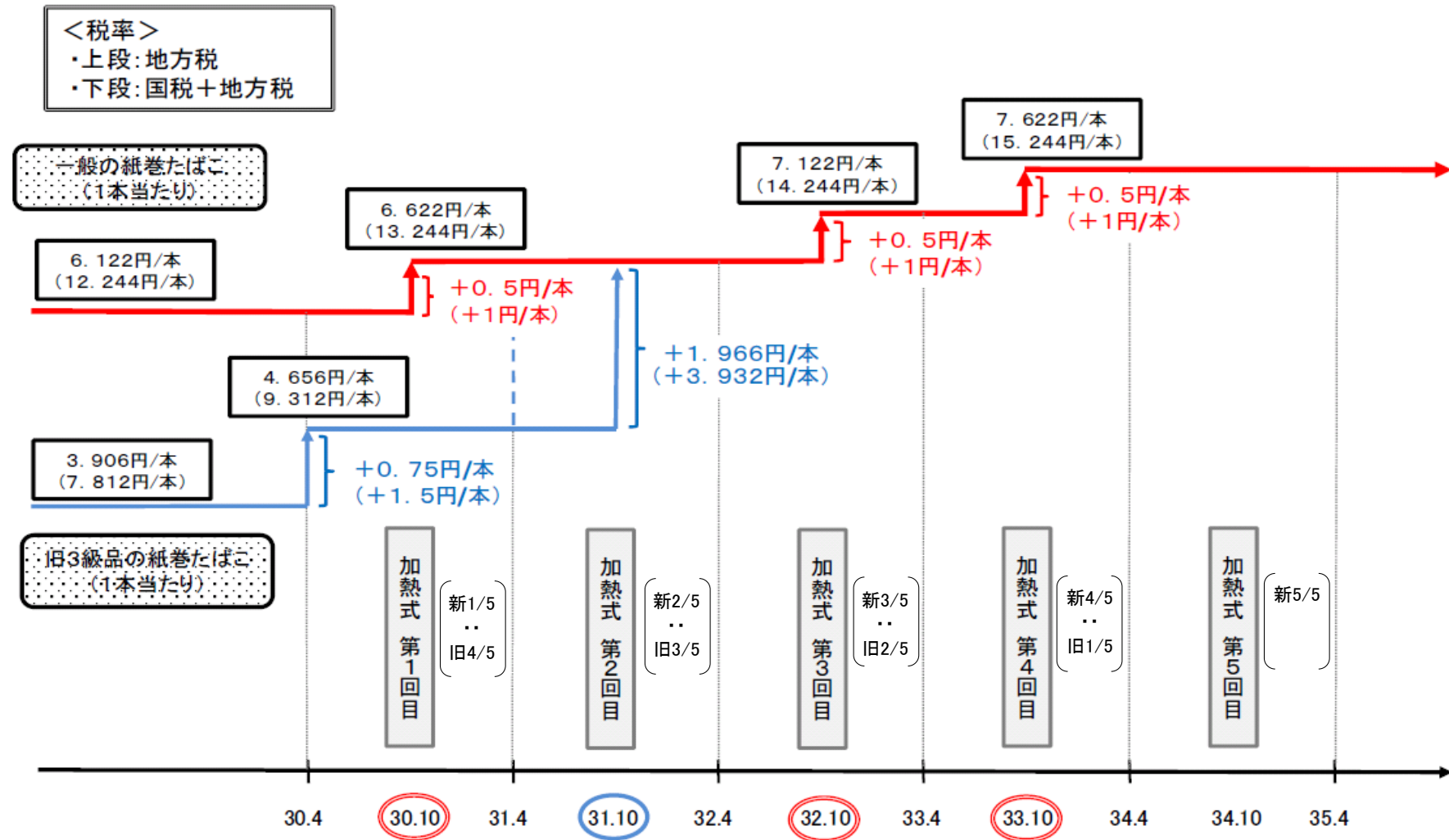
○ 平成31年4月1日に予定されている旧3級品の紙巻たばこに係る税率の引上げ(平成27年度税制改正)を、平成31年10月1日実施に延期する(平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間の税率を平成31年9月30日まで適用)。

(注)「旧3級品」とは、専売納付金制度下において3級品とされていた紙巻たばこをいう。

(税率:円/1,000本)

実施時期等	合 計	(参考)		国のたばこ税 ※たばこ特別税含む
		道府県 たばこ税	市町村 たばこ税	
<一般品>				
現行	6,122	860	5,262	6,122
平成30年10月1日	6,622	930	5,692	6,622
平成32年10月1日	7,122	1,000	6,122	7,122
平成33年10月1日	7,622	1,070	6,552	7,622
<旧3級品>				
現行	3,906	551	3,355	3,906
平成30年4月1日	4,656	656	4,000	4,656
平成31年10月1日	6,622	930	5,692	6,622

地方のたばこ税の見直しの全体像



※1 平成31年4月に予定されている旧3級品の紙巻たばこに係る税率の引上げ(平成27年度税制改正)を、平成31年10月実施に延期する。

※2 加熱式たばこの経過期間中の課税標準は、新たな課税方式による紙巻たばこへの換算を1/5ずつ増やしていく。

加熱式たばこの課税方式の見直しについて

- 加熱式たばこについて、
 - ・ 喫煙用の製造たばこの区分として、新たに「加熱式たばこ」の区分を創設する。
 - ・ 紙巻たばこの本数への換算方法について、「重量」と「価格」を紙巻たばこの本数に換算する方式とする。
- 上記の課税方式の見直しについては、平成30年10月1日から実施し、5年間かけて段階的に移行する。なお、経過期間中の課税標準は、新課税方式による紙巻たばこへの換算を1/5ずつ増やしていくこととする。

